

今月号が平成21年最後の支所だよりとなりました。

今年も様々な出来事が全国各地で、また、世界中で起き、政治や気象に関する事など多くの問題が取りだたされました。特に今年4月にメキシコで流行が確認された後、世界的に流行したとされる新型インフルエンザは、遠い国の事のように考えていましたが、今では、北方町内の小中学校でも広がり、学級閉鎖などの対策が取られています。これから、冬を迎えるにあたり日頃から予防対策を取っておきたいものです。

さて、来年は寅年。干支の町北方では、笠下が寅の地番を使用した地区になります。笠下地区では、現在、新最終処分場建設に向けた準備が着々とすすめられており、建設予定地では文化財の発掘作業などが行われています。施設は、24年完成、25年から供用開始予定となっており、県北の広域的な施設として期待されています。

※今月号は、年末年始のお知らせなどを中心に編集しています。

北方町の人口H21.11.1現在
(前月比)

男	2,205人(+2)
女	2,350人(-4)
計	4,555人(-2)

世帯数1,825戸

年末・年始の業務について

〇ごみの収集業務について

期 日	業 務 予 定	
平成21年12月28日(月)まで	平常収集業務	※清掃工場への個人持込は、12/31(木)の午前中まで可能です。
平成21年12月29日(火)から 平成22年 1月 3日(日)まで	休 業	
平成22年 1月 4日(月)から	平常収集業務	

※1/4(月)から平常業務となります。

〇窓口業務について

期 日	業 務 予 定	
平成21年12月28日(月)まで	通常業務	※休業中でも出生届、婚姻届などの受付は本庁・支所(1階宿直室)とも行います。 ※休業中の死亡届の受付は、延岡市本庁(1階宿直室)のみです。
平成21年12月29日(火)から 平成22年 1月 3日(日)まで	休 業	
平成22年 1月 4日(月)から	通常業務	

〇火葬場業務について

延岡市火葬場「悠久苑」 北川町大字長井60番地3 (Tel 0982-33-1816)	※12月31日(木)の午前中まで通常業務、12月31日の午後から元旦まで休業 ※1月2日(土)から通常業務
---	--

〇乗合バス(さわやか号) 運休日 平成21年12月31日(木) ~ 平成22年1月3日(日)

〇北方医院 休診日 平成21年12月29日(火)午後~ 平成22年1月3日(日)

〇宮谷歯科医院 休診日 平成21年12月29日(火) ~ 平成22年1月3日(日)

〇図書館 休館日 平成21年12月28日(月) ~ 平成22年1月4日(月)

〇ETOランド速日の峰 年末年始は休まず営業いたします。(12月29日と1月5日は休園日です)

〇よっちみろ屋 定休日 平成21年12月31日(木) ~ 平成22年1月2日(土)

総合支所税務課からのお知らせ

～市県民税・国民健康保険税の申告について～

○ 申告受付会場と日時について

北方町総合支所税務課では、平成22年2月1日(月)から3月15日(月)の間に、各地区の公民館等や総合支所に申告受付会場を開設します。会場、受付期間については、広報のべおか1月号でお知らせしますが、皆様には円滑な申告になりますように以下の準備をお願いします。

・当日申告に必要なもの

- ①給与、年金の源泉徴収票
- ②社会保険料控除証明書(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)
- ③生命保険料、個人年金保険料の控除証明書
- ④地震保険料控除証明書(旧長期損害保険料含む)

・農業所得のある方

申告事務を円滑に行うため事前に「農業所得 収入経費・回答書」を12月に送付しますので、必要事項をご記入の上、期限厳守で1月上旬までに返信用の封筒でご返送をお願いします。

(直接、総合支所税務課に持参していただいても構いません)

また、回答書作成の際には、経費の領収書、JA発行の明細書等で確認の上、ご記入ください。

・肉用牛多頭飼育者の方

肉用牛多頭飼育者の方については、平成22年2月9日(火)から2月10日(水)に総合支所において申告の受け付けを行います。(対象者の方には別途案内文を送付いたします)

・年金収入のみの方

収入が、年金収入のみの方は、平成22年1月28日(木)に総合支所において申告の受け付けを行います。(対象者の方には別途案内文を送付いたします)

～口座振替の推進について～

北方町総合支所では、市税及び各種料金の納税・納付に便利で安全確実な口座振替の利用を推進しています。

申込は、通帳・通帳印・納税通知書を準備していただき、総合支所税務課またはご利用の金融機関でお願いします。

～家屋の増築・滅失の報告について～

家屋や土地及び償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。平成21年中に家屋の増築や滅失(取り壊し)があった場合や売買などにより所有者が変わった場合は、税務課まで届け出てください。ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合は、届け出をする必要はありません。

(北方町総合支所 税務課：電話47-3603)

○第22回干支の町フェスティバルが開催されました。

11月15日(日)、第22回干支の町フェスティバルが北方文化センター及び川水流商店街周辺において開催されました。会場には、昨年より12店舗多い58店舗が出店、北方町内で生産された農林産物や加工品などが販売され、町内外から訪れた約12,000人の来場者で賑わっていました。

今年は、川水流商店街の活性化を図ろうと文化センターから川水流駅跡地までを主会場に行われたもので、文化センターステージにおいて門倉有紀さんの歌謡ショーが、川水流駅跡地においては芸能発表会や餅まきなどが行われていました。



例年大好評の餅まきは、川水流駅跡地ステージで行われました。



川水流商店街には、軽トラックによる農林産物などの販売も行われ多くの人で賑わいました。

☆ETOランド全日本人人工芝スキー大会が開催されました

10月31日と11月1日の2日間、ETOランド速日の峰人工芝スキー場において第3回全日本人人工芝スキー大会が開催されました。

今大会には九州各県からの出場があり、技術選競技に30人、アルペンスキー競技（スピードを競う）に43人が出場しました。

ETOランド人工芝スキー場は、人工芝のスキー場としては国内最大級の規模を誇っており各種の大会が開催されています。

今大会は、将来的に国内のトップクラスの選手が育つような大会になるようにと全日本と銘打って開催されたものです。

※人工芝スキー場は、11月に大規模な人工芝修繕工事が行われています。



（開会式での集合写真）

○第42回夜間ミニバレー大会が開催されました。

11月10日、北方勤労者体育センターにおいて第42回夜間ミニバレーボール秋季大会が開催されました。大会には前回の41回大会より3チーム多い24チームが出場、年齢別によりA、B、Cの3クラスに別れて競技が行われ、熱戦が繰り広げられました。大会結果は次のとおりです。

※選手名は申込書に記入された氏名です。チーム編成は1チーム4名以上です。

Aクラス（男女年齢制限なし）

順位	チーム名	選手名				
優勝	ディフェンディング チャンピオン	甲斐学	井川和成	甲斐聡史	宮木隆慈	甲斐幸子
準優勝	八峽	緒方由美	稲見美穂	甲斐真由美	林早苗	
第3位	ベルコパン	高見麻美	高見敏江	松田章子	甲斐直美	西田仁美

Bクラス（男女50歳以上）

順位	チーム名	選手名			
優勝	南久ひまわり	長谷川敦子	河野公子	柳田幸男	柳田純子
準優勝	ロドリゲス	川上春子	佐藤栄子	柳田喜美子	戸高佐和子

Cクラス（男女60歳以上）

順位	チーム名	選手名			
優勝	八峽	川並陸郎	川並聖一	川並シズ子	川並初子
準優勝	カトレア	西末子	鬼塚利江	柳田トミ子	橋倉芳子

○干支の町元気人スポーツ祭ゲートボールの部

雨天のため、延期になっていた干支の町元気人スポーツ祭ゲートボールの部が11月22日（日）総合運動公園家族広場で開催されました。大会は8チームが出場して開催され、熱戦が繰り広げられました。

大会結果は、右のとおりです。

順位	チーム名	選手名			
優勝	城	富山才蔵	亀長謙蔵	後藤一	甲斐繁久
		緒方晃一	青木正	甲斐松男	
準優勝	川水流	黒田全彦	田中実	亀長馨	藤田トシ子
		甲斐マツミ	柳田イサ子		
第3位	二股	甲斐弘	吉岡久州男	甲斐君子	甲斐ミヤ
		吉岡サダエ	山本博身	吉岡誉	



●農地法が改正されます（6月の国会で可決され年内には施行されます）

（主な改正事項）

◆農地法の根幹である「目的」が変わります◆

これまでの農地法では『農地は耕作者みずからが所有することが適当であり、耕作者の農地所有を促進する』とされていました。改正農地法では『農地は国民のための限られた資源であり、農地を効率的に利用する耕作者による権利取得を促進する』と改正され、農業生産法人以外の法人等も農地を借りて農業に参入できるようになり『農地を貸しやすく借りやすくし、農地を最大限に活用する』ことが目的となります。

◆無断・違反転用に対する罰則が強化されます◆

現行農地法においても無断・違反転用については罰則が厳しいものでありましたが、改正後は更に下表のように罰金の額が引き上げられます。また、違反者が原状回復をする見込みがない場合は、県が行政代執行制度により原状回復し費用を違反者から徴収することが出来るようになります。

*転用とは、「農地」を「農地以外」の目的で使用する事です。

事 項	現 行	改正後
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

◆遊休農地対策が強化されます◆

遊休農地の所在の明確化と有効利用の徹底を図るため、農業委員会による毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられます。これにより、農業委員会の遊休農地に対する是正指導権限が強化され、所有者に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを一貫して行うこととなります。

◆権利取得の届出が義務化されます◆

相続等により農地の権利を取得した者は農業委員会への届出が義務化され、届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料が科されます。

上記に記載している以外にも改正事項はありますので、①農地を転用したい②農地の売買をしたい③農地の貸し借りをしたい等、計画や相談のある方はお気軽に農業委員会にご連絡ください。

【延岡市農業委員会北方分室 Tel47-3609】